

**鉄道等の公共交通の利用促進プロモーション事業委託業務  
企画提案指示書**

**1 委託事業名**

鉄道等の公共交通の利用促進プロモーション事業委託業務

**2 業務の目的**

鉄道をはじめとする公共交通の利用促進と新型コロナウイルス感染症等の影響により落ち込んだ交通需要の喚起を図るため、首都圏及び札幌市などにおいて、効果的な広報媒体を活用したプロモーションを実施する。

**3 委託業務**

**(1) プロモーションの実施方法等**

**ア 実施地域**

首都圏及び札幌市（新千歳空港を含む）

※上記に加えて道外の主要都市での実施も可能とする

**イ 実施内容**

- ① 上記地域において、街頭ビジョンやデジタルサイネージ等を活用し、道内鉄道等の利用を促進するための情報発信を行うこと。
- ② 実施にあたっては道内鉄道等を利用する可能性がある層を明確にし、効果的に訴求できる媒体や場所を選定すること。
- ③ 発信にあたっては当協議会がこれまで作成した素材を活用し、情報発信のための動画を作成すること。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて発信内容を変えられるよう、以下(i)～(iii)の動画を作成すること。
  - (i) 本道の鉄道の魅力を発信するとともに、道内旅行の際には「ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン」（以下「ぐるっと北海道」という。）の活用を促す動画
  - (ii) 本道の鉄道の魅力を発信する動画
  - (iii) 「北海道スタイル」に取り組む交通事業者の感染拡大防止のための取組を発信する動画

**【参考：当協議会から提供可能なプロモーション素材】**

- ・ 道内鉄道の観光利用促進動画「#じもトレイン」
- ・ 道内鉄道網の重要性等発信動画「ほっかいどう晴レールプロジェクト」線区紹介動画
- ・ 観光列車PR動画(ラベンダー編成、ノロッコ号、流氷物語号など)
- ・ 公共交通の感染拡大防止の取組PRリーフレット
- ・ 公共交通の感染拡大防止の取組PR動画
- ・ ぐるっと北海道公共交通利用促進キャンペーンPR動画
- ・ ぐるっと北海道公共交通利用促進キャンペーンPRチラシ など

- ④ 「ぐるっと北海道」実施中の場合は(i)を、感染症拡大等により「ぐるっと北海道」が販売中止となった場合は首都圏及び首都圏以外の道外の主要都市は(ii)を、札幌市内（新千歳空港含む）は(iii)を発信すること。
- ⑤ 感染症拡大等により「ぐるっと北海道」は急遽販売中止となる可能性があることから、急な動画の差し替えなどに対応できる媒体を選定すること。

## ウ 実施時期

プロモーションは契約締結後、可能な限り速やかに開始し、令和4年2月末まで実施すること。（「ぐるっと北海道」による割引券等の販売期限が令和4年2月末までのため）

## エ その他

プロモーションの実施にあたっては、本協議会で本年度実施している「道内鉄道の観光利用促進動画発信事業」や「交通需要の回復に向けた公共交通利用促進事業」、「本道における鉄道網の重要性等の発信事業」と整合性を図りながらPRを行うこと。

### (2) プロモーション資材の作成

当協議会から提供する資材を参考に、上記(1)で使用するプロモーション資材を新たに制作しても構わない。

なお、提案するプロモーション資材は、本事業終了後も当協議会で活用可能な内容及び形態のものとする。

### (3) 実施報告書の提出

上記(1)及び(2)について実施結果を取りまとめた報告書を作成する。

なお、報告書は、紙媒体(A4版)5部及び電子媒体一式を納品すること。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日(金)

## 5 予算上限額

4,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

## 6 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、協議会と受託者が協議して決定する。

## 7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、別紙「鉄道等の公共交通の利用促進プロモーション事業委託業務企画提案書作成要領」に基づきA4判縦長で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

## 8 提出期限

令和3年(2021年)12月16日(木)15:00(必着)

## 9 提出場所

北海道鉄道活性化協議会事務局(北海道総合政策部交通政策局交通企画課内)

担当: 山本

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111(内線23-815)

011-204-5333(直通)

## 10 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。